(案)

別紙－１

国道４号強靭化フレームワークモデル工事の実施に関する
パートナーシップ協定書（案）

国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所長　〇〇　〇〇（以下、「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社　代表取締役　〇〇　〇〇（以下、「乙」という。）とは、次のとおりＲ７～Ｒ９国道４号強靭化フレームワークモデル工事の実施に関するパートナーシップ協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目　的）

第１条　本協定は、横断管補修、路面復旧及び災害復旧・不具合対応等の実施にあたり、国道４号強靭化フレームワークモデル工事を適用し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協定の対象区間）

第２条　本協定が対象とする区間は、大宮国道事務所春日部国道出張所管内の国道４号（バイパス含む）とする。

（協定の有効期間）

第３条　本協定の有効期間は、協定を締結した日から令和１０年３月３１日までの期間とする。ただし、本協定の有効期間の延長が必要となった場合、甲乙協議の上、協定の有効期間を延長（最大１年まで）することができる。

２　本協定締結後、甲又は乙いずれかの申し出により、本協定は廃止することができるものとする。なお、申し出の時期は廃止する期日の１箇月以前とする。

（平常時の個別工事）

第４条　本協定において、実施予定の平常時の個別工事は、次のとおりである。

・横断管補修工事
・路面復旧工事
・その他横断管補修工事、路面復旧工事に付随する工事等

（緊急時の個別工事）

第５条　本協定の対象区間において、甲は突発的、緊急的な災害復旧・不具合対応が必要と認めるときは、甲は乙に対して、工事への協力を要請し、随意契約を締結する場合がある。

２　甲は、乙に対して第１項に基づき災害復旧・不具合対応を要請する場合は、書面又は電話等の方法によるものとする。

３　乙は、出動した場合、速やかに現場責任者を定め、甲に氏名及び連絡先を報告するものとする。また、災害業務の途中において現場担当者を変更する場合も同様とする。
４　災害復旧・不具合対応の指示及び監督は、春日部国道出張所長等が行うものとする。
５　乙は、第２項に基づく災害復旧・不具合対応の出動要請があった場合には、直ちに出動し、監督職員の指示に従い、災害復旧・不具合対応に着手するものとする。なお、工事の実施内容については、必要に応じて監督職員と協議するものとする。
６　乙の現場責任者は、出動後遅延なく工事に要した時間及び使用した建設資機材等を監督職員に書面により報告するものとする。

（実施体制）
第６条　甲及び乙は、緊急時の連絡体制を整えるものとし、その連絡体制表を共有するものとする。
２　乙は、社内に連絡担当者を配置し、甲に対して、担当者名、連絡先（通常時及び緊急時）を書面で報告するものとする。なお、連絡担当者を複数名配置する場合は、あらかじめ優先順位を付すものとする。また、担当者変更の場合は、すみやかに報告するものとする。

（その他）
第７条　本協定に定めのない事項、又は、疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。
２　本協定の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有するものとする。

令和７年●●月●●日

（甲）埼玉県さいたま市北区吉野町１－４３５
国土交通省　関東地方整備局
大宮国道事務所長　〇〇　〇〇　　印

（乙）〇〇〇〇株式会社
代表取締役　〇〇　〇〇　　印

国道４号強靱化フレームワークモデル工事

◆大宮国道事務所　春日部国道出張所管内　国道4号
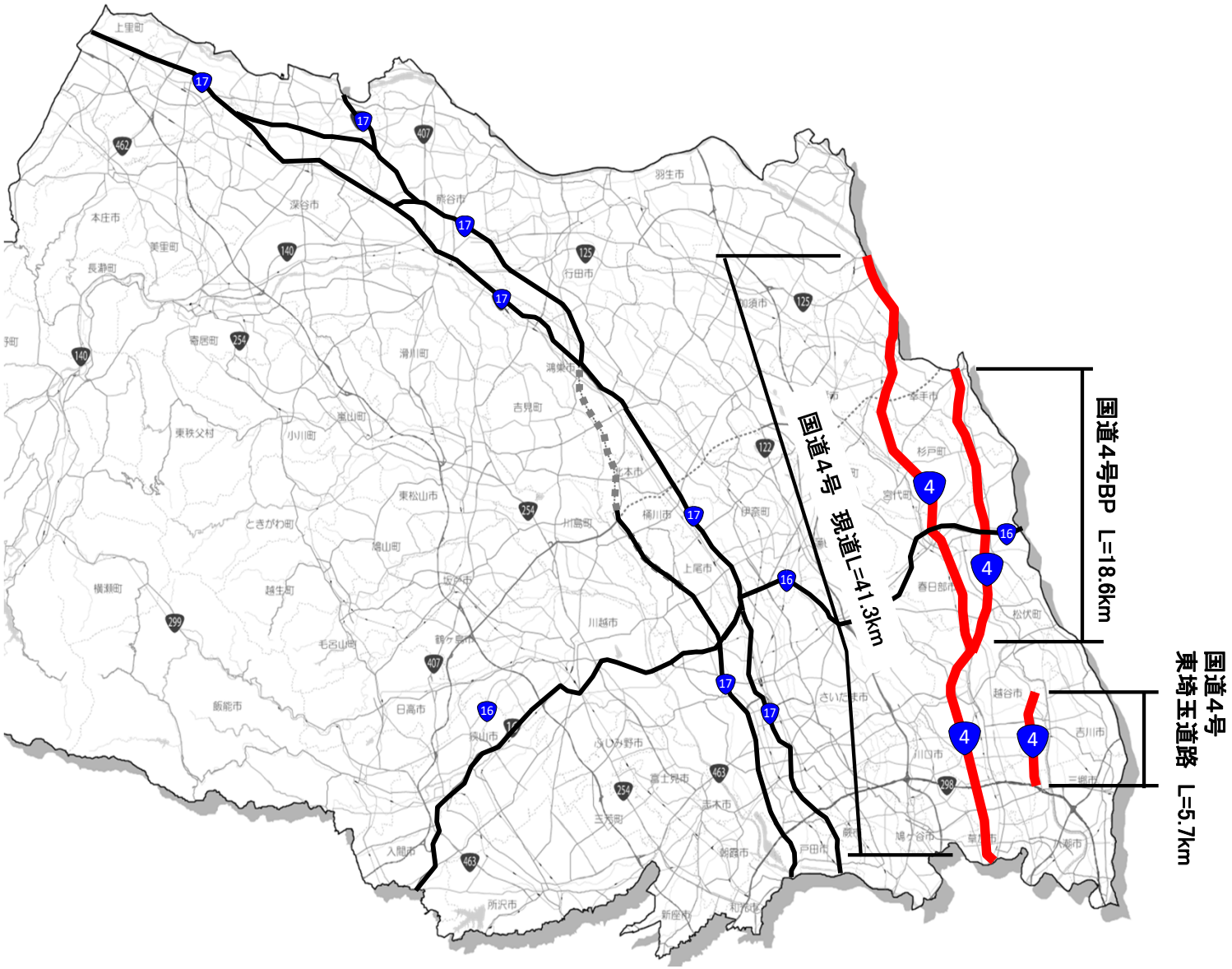
協定対象区間